

平成19年度知床半島中央部地区利用適正化実施計画  
 (知床五湖地域・羅臼湖地域・知床連山地域・カムイワッカ地域)

I 作成の目的

本計画は、平成13年度に策定された「知床国立公園適正利用基本構想」における基本思想・方針等、及び平成17年9月に策定された「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」（以下「基本計画」と言う。）を踏まえ、「知床五湖地域」、「羅臼湖地域」、「知床連山地域」及び「カムイワッカ地域」の利用適正化を推進するため、地域ごとの「実施対策」、「利用の心得」、「実施体制」、「モニタリング」等について平成19年度に実施する計画を策定するものである。

「知床国立公園適正利用基本構想」

○基本思想

ヒグマに象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を前提とした『ヒグマの棲家におじゃまする』

○それを踏まえた前提

知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全

○基本方針

原始的な自然の地域における、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用

II 対象地域

本計画の対象地域は、「平成17年度知床国立公園利用適正化検討調査」において優先的に具体化を図るべき地域とされた以下の地域とする。

知床五湖地域：「知床五湖園地」及び「知床五湖歩道」エリア

（関連エリア：「ホロベツ園地」「車道沿線（横断道～五湖）」）

羅臼湖地域：「羅臼湖」エリア

（関連エリア：「知床横断道路」「羅臼温泉集団施設地区」「熊越の滝」）

知床連山地域：「知床連山縦走線」エリア

（関連エリア：「岩尾別温泉～羅臼岳」「羅臼温泉～羅臼岳」「町道

岩尾別温泉道路」)

\*「カムイワッカ～硫黄山」エリアについては、道道の落石防止工事のため硫黄山登山口が利用できない状況にあることから、工事の終了を待って検討するものとする。

カムイワッカ地域：「カムイワッカ」エリア  
(関連エリア：「車道沿線（五湖以奥）」)

### Ⅲ 地域別実施対策

#### 1 知床五湖地域

##### (1) 現状及び基本方針

「知床五湖地域」は、知床の魅力が集約された知床国立公園の代表的な景勝地であり、アクセスが容易であることから、年間約50万人の利用者が訪れる知床最大の利用地となっている。また、多くの人に知床の自然を次世代に引き継ぐことの大切さを理解してもらうためにも重要な地域と位置付けられる。しかしながら、当該地区は世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、知床五湖周回歩道においては特にヒグマが頻繁に出没するため、利用シーズン中、相当の期間において利用者の安全確保を目的とした一部区間の利用制限や全面閉鎖を余儀なくされている状況にある。「知床五湖地域」における利用適正化を推進するためには、「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の3つの課題・問題点を解決し、『知床五湖の原生的な自然環境の持続的な保全と国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供』及び『知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と安定的な利用の提供』を実現することが必要である。

当該地区においては、一般利用者が安全、快適に利用できる高架木道ゾーンとより質の高い優れた自然体験が可能な知床五湖周回歩道ゾーンに分けて具体的な対策を検討し、知床国立公園の利用拠点として、利用の適正化を図るものとする。

##### (2) 実施対策の詳細

###### 1) マイカーの総量規制

「知床五湖地域」では、利用者の集中による車両の渋滞がしばしば発生し、特に世界自然遺産の登録（平成17年7月）以降、顕著になっている。また、五湖駐車場についても乗用車や一般観光バスに加え、マイカー規制によるシャトルバスも乗り入れており、混雑と車両の錯綜などが見られる。

スムーズで安定的な利用アクセスの維持・提供、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るために、「知床五湖地域」は、「カムイワッカ地域」と一体的な「自動車利用適正化対策（マイカー規制）」の導入についての検討を行う。また、マイカー規制の導入にあたっては、五湖駐車場内の利用動線についても検討を行う。

なお、マイカー規制実施の詳細事項については「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において検討を行う。

## 2) 利用のコントロール

「知床五湖地域」はヒグマの高密度生息地として知られており、10頭前後のヒグマの行動圏となっている。特に五湖周回歩道においては、ヒグマの行動域と利用者の利用域が重複していることから、利用者の事故防止のため、春先から夏までの間は歩道の一部あるいは全区間で閉鎖措置がとられることが多い。

一方、時期や時間帯により一～二湖周回コースでは利用者の集中・混雑が著しく、歩道の荒廃や、歩道の踏み外しによる植生への悪影響が顕在化している。また、一般観光客や散策的利用者に加え、近年ガイドによる引率利用が増加していることから、異なる利用形態が混在し、それぞれの快適な利用環境維持が難しくなっている。

以上の状況を踏まえ、平成15年度において当該地域における具体的な対応策の検討を地元関係者、関係機関との話し合い等を通じ行った結果、『段階的な「既存歩道全区間の利用のコントロール」と「新たなルート・施設の整備」』を行うことが基本的に合意されたところである。（以下報告書（抜粋）参照）

### 段階的な「既存歩道全区間の利用コントロール」と「新たなルート・施設の整備」

既存歩道の全区間において利用のコントロールを行い、1湖西方の開拓跡地ササ草原に、一般利用者の自由利用のための新たなルート・施設の整備を、以下のようなプロセスを経て行う。

#### 第1段階

一～二湖周回歩道は一般利用者の自由利用区域、三～五湖歩道は利用コントロール（一般利用者の自由利用の抑制）区域とする。

一～二湖周回歩道区域は「安全管理体制の強化・充実」を図る。

町展望台・ルートの改善（拡幅、バリアフリー化等）を行う。

#### 第2段階

一～二湖周回歩道を含め、既存歩道全区間を利用コントロール区域とする。

一般利用者の自由利用のため、町展望台・ルートの延長整備を図る。

（平成14年度（繰越）知床国立公園知床五湖園地歩道実施計画策定調査報告書

平成16年3月：環境省東北北海道地区自然保護事務所）

現状では、ヒグマの活動が活発な時期（通常6～7月）は、一～二湖エリアの電気柵設置、及び三～五湖エリアの閉鎖などヒグマに関する各種対策がなされているが、突発的な事故には対応出来ない状況がある。また、旧展望台までバリアフリーの高架木道が整備（平成17年度整備、18年4月供用）されたことから、平成19年度は以下の対策を進めるものとする。

なお、検討に当たっては、地元関係機関・団体等と協議調整を図るものとする。

- ・ 五湖周回歩道区域の利用コントロール手法について、利用調整地区指定によるコントロールの可否等を含め検討を行う。

- ・ 既存歩道の利用コントロールを前提として一般利用者の自由利用のための高架木道の延長並びに利用調整の運用に関する機能及び利用者への情報提供や休憩・便益機能の提供を図る施設（フィールドハウス）の設置に係る検討を行う。

### 3) 既存歩道の補修等

植生保護の観点から、踏み込み防止対策、滞留スペースの確保、及び既存木道の補修等を行う。また周回歩道の利用コントロールに関する検討成果を踏まえ、当該エリアにおける木道整備のあり方についての検討を行う。

### 4) ホロベツ園地における施設等の機能充実

「ホロベツ園地」はウトロ側の公園利用の拠点であるほか、「知床五湖地域」における利用集中の緩和機能を有する等、利用適正化を推進するための重要な位置付けにある。「知床五湖地域」利用者への情報提供や事前レクチャー等の機能充実を図ることについて、周辺施設との連携、役割分担を考慮しつつ、機能充実に係る基礎的な検討を行う。

また、100㎡運動地の公開を含む、新たな魅力あるフィールド開発（無施設のガイドルートの設定等）の検討を行う。

### 5) ガイドシステム

「知床五湖地域」における「ガイドシステム」のあり方について、地域の特性及び地元観光協会、知床ガイド協議会等の意見等を踏まえ検討を行う。

また、夜間の道路沿線の利用（星空や動物観察）のあり方について、実態調査等を踏まえ、利用のルールづくりを行う。

### 6) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。なお、高架木道の利用を促進するため、誘導標識の設置及びセルフガイドシステムの導入等の検討を行う。

## 2 羅臼湖地域

### (1) 現状及び基本方針

羅臼湖は、水面の面積が40haを越える知床国立公園中最大の湖沼で、その広大な景観は知床国立公園でも特異なものとされ、本公園を構成する自然の核心の一つに位置付けられている。知床横断道路により比較的容易に到達でき、高山帯の湿原・湖沼を巡るルートが整備されており、往復3時間程度で知床の原生的な景観にふれることができる魅力ある地域である。また、春先にはスキーによる利用も見られる。

近年利用者、特に団体利用の増加が著しく、年間約7,000人～7,500人の利用者が訪れていることに加え木道の老朽化及び歩道の泥濘化が進行していることから、歩道の拡幅や周辺の植生への悪影響が認められる。また、残雪期は迷いやすいルートであることや、ヒグマの高密度生息域にもかかわらず十分な経験や装備を持たない利用者が増加していることから、遭難やヒグマとの遭遇による事故発生の危険性も指摘されている。

「羅臼湖地域」は、湿原植生を主体とした自然環境の保全を最優先とし、当該地域の原始性とその静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供

する場とすることを目標とする。

## (2) 実施対策の詳細

### 1) アクセス手法の改善

羅臼湖へのアクセス動線である「知床横断道路（ウトロ羅臼線）」は、「知床国立公園管理計画書（平成5年3月）」において、『主として自動車による通過利用に供する。』

『道路付帯の駐車場については、新設及び既存のもの現状以上の拡張は原則として認めない。』とされており、歩道入口付近一帯は駐車禁止となっている。そのため、羅臼湖歩道へのアクセス手法は、当面は知床峠からの徒歩、路線バス及びハイヤー等の利用によるものとし、そのための広報・情報提供等を充実・推進する。

なお、利用者数調査等のデータを参考に、シャトルバスの運行（羅臼温泉～羅臼湖入口～知床峠～ホロベツ～ウトロ）及び歩道入口付近における専用停車帯（シャトルバス、路線バス及びハイヤー等）の設置の可能性について検討を進める。

### 2) 利用のコントロール

羅臼湖歩道は利用者の急激な増加が見られ、自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、原始的な自然環境を保全し、静寂な雰囲気の中での質の高い自然体験の提供を維持するためには、一定の利用のコントロールが有効と考えられる。そのため、羅臼湖歩道の現状や利用実態（利用者数、利用動向等）に関するこれまでの調査成果を踏まえ、利用コントロール手法の検討を行う。

### 3) 路上駐車対策

路上駐車対策として、標識や車道路肩への柵またはロープの設置を行う。（緊急車両対応等のため、取り外し可能な構造とする。）

### 4) 歩道・木道の補修等

関係機関の協力のもと、既存施設の破損箇所、荒廃箇所等の補修及びルート沿線の植生保護のための踏み込み防止対策（立ち入り防止ロープ柵の設置等）を行う。また、当該エリアにおける利用コントロール手法検討の結果を踏まえ、歩道整備のあり方に関する検討を行う。

### 5) ガイドシステム

羅臼湖歩道における「ガイドシステム」のあり方について、地域の特性及び地元観光協会、知床ガイド協議会等の意見等を踏まえ、検討を行う。

### 6) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。

## 3 知床連山地域

### (1) 現状及び基本方針

知床半島の最高峰「羅臼岳（1,660m）」への登山、及び「羅臼岳」から「三ツ峰」「サシルイ岳」「オッカバケ岳」「南岳」「知円別岳」を経て「硫黄山」に至る知床連山縦走登山ルートである。山麓・山腹の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂

直分布を見ることができ、また、多くの野生動物が生息するなど、原始的で優れた自然を体験できる地域である。

「羅臼岳」への日帰り登山者は年間約1万人、連山縦走登山者は約800人となっている。一部登山道の荒廃や複線化、あるいは野营地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理対策やヒグマ対策の充実が求められている。

「知床連山地域」においては、原始的な自然環境の保全を図ると共に、利用者がこの優れた自然を体験できるフィールドとして将来にわたり持続的に維持することを目標とする。

なお、当該地域においては、一定程度の登山技術を有する利用者を対象とし、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて自己判断と自己責任によることを原則とする。

## **(2) 実施対策の詳細**

### **1) アクセス手法の改善**

「羅臼岳」への登山者（年間約1万人）の内、岩尾別口からの登山者が80～90%を占めている。そのため、夏期の登山シーズンには「町道岩尾別温泉道路」は終点の駐車場からあふれた車の長い路傍駐車が発生し、一般車両の交通への支障や周辺植生への悪影響等が派生している。そのため、自然環境や利用環境の保全を図るため、「町道岩尾別温泉道路」は、「カムイワッカ地域」及び「知床五湖地域」と一体的に「自動車利用適正化対策（マイカー規制）」の導入を検討する。

なお、実施の詳細については「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において検討を行うものとする。

### **2) 利用のコントロール**

「知床連山縦走線」は、行程が長く時間と体力を要するコースで、一般的な登山道のような安全性や快適性のための整備・管理は行われておらず、必要な経験と技術を持ち、原始的で静寂な雰囲気での登山体験を目的とした上級登山者の利用を想定したコースである旨の情報提供を十分に行い、安易な入山の自粛を促進する。

また、「岩尾別温泉～羅臼岳コース」への利用集中の緩和を図り、「羅臼温泉～羅臼岳コース」への利用分散を図るため、「岩尾別温泉～羅臼岳～羅臼温泉」の横断利用がし易いようなアクセス手法（路線バス、シャトルバスの運行またはハイヤー等による送迎等）について、前述の「羅臼湖地域のアクセス手法の改善」と一体的なシステムの検討を行う。

### **3) 既存ルートの付け替え及び野营地の整備**

「知床連山縦走線」の二つ池周辺の登山道は、希少種を多く含む雪田群落内を通過しており、幅員の拡大・荒廃が進んでいることから、2004年の調査を踏まえ、当該ルートの周辺のハイマツ低木林内へのルートに付け替えについて具体的に検討する。また、二つ池の野营地については、代替地の検討を行う。

### **4) 登山道及び登山口の利用環境等の整備**

- ・必要に応じ、既存施設の破損箇所、荒廃箇所等の補修を行うとともに、ルート沿線の植生保護のため、必要な場所に立ち入り防止ロープ柵の設置を行う。また、残雪

期等における危険箇所には誘導ロープ柵の設置等必要な措置を講じる。

- ・野営指定地には、今後もフードロッカーの設置、維持管理を行う。
- ・し尿対策については、各種の情報提供により、し尿の処理に関する普及・啓発を進めると共に、知床ならではの良好な登山環境を維持・向上させるため、携帯トイレの導入について、具体的検討を行う。
- ・登山口及び登山道における情報提供施設（案内誘導標識・掲示板、入山届収納場所等）について、景観に調和した統一的デザインにより再整備を進める。

#### 5) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイトや利用者マップ（仮称）等により、利用者への情報提供を行う。

### 4 カムイワッカ地域

#### (1) 現状及び基本方針

「カムイワッカ地域」は、夏期のシーズン中には3万人を越える利用者の集中による混雑が生じ、往時の秘境感が喪失している。また、湯の滝ルートにおいては、険しさ・滑りやすさ等により、毎年、転倒等による事故の発生が見られ、さらに、落石による事故発生の可能性が指摘され、「カムイワッカ湯の滝安全確保対策連絡協議会」により、『平成18年度の立ち入りは一の滝までとする。』と決定された。

「カムイワッカ地域」は、「秘境知床」を象徴する地域であり、この地域の環境を将来にわたり維持・継承することを目的とする。

#### (2) 実施対策の詳細

##### 1) マイカーの総量規制

現在実施しているマイカー規制については、実施期間の延長等の見直しやシャトルバス運行回数等の調整について検討を行う。また、アクセス道路の渋滞対策機能に加え、ヒグマやキタキツネ等の野生動物対策、及び車内におけるレクチャー等の情報提供による利用環境の質的向上を図るための対策についても検討を行う。

なお、実施の詳細については、「カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において、「知床五湖地域」におけるマイカー規制導入についての検討状況も踏まえて検討を行う。

##### 2) 利用のコントロール

カムイワッカ本来の秘境的環境を取り戻すため、湯の滝ルートにおける事故対策等に関する統一的な認識のための議論を踏まえ、利用のコントロール手法の検討を行う。

##### 3) 情報提供

当該エリアの利用適正化に関する各種の情報や的確でリアルタイムな現地情報について、ビジターセンター等における情報提供機能の充実を図る。また、知床国立公園のウェブサイト等により、利用者への情報提供を行う。

## IV 利用の心得

各地域の利用に当たって、利用者が遵守すべき次の事項に関する「利用の心得」を定め、その普及、啓発・指導を図る。（別添：案参照）

（構成）

- ① 一般的事項
- ② 安全管理に関する事項
- ③ 地域の特有事項

## V 計画実施体制

### 1 実施体制

本計画は、制度・施策を所管する機関及び施設管理者等が、関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、対策を進めるものとする。

### 2 広報・周知

利用適正化を推進するためには、その理念・目的、趣旨及び利用ルールの内容等について、利用者や事業者はもとより地域住民等に対し、広報・周知の徹底を図ることが肝要であり、また、利用者サービスとして、的確でリアルタイムな現地情報の提供も必要とされる。そのため、「環境省自然保護官事務所」や「羅臼ビジターセンター」、「知床森林センター」、「知床自然センター」及び整備を検討する「フィールドハウス」等において、関係機関・団体の施設・機能の協力を得て、以下のような手法により広報・周知を図る。

なお、各種の企画、行事等の機会には積極的に情報を公開し、報道機関や出版社等の協力を得て広報・周知に努める。

#### ① 手引き書「利用者マップ（仮称）」の作成

利用適正化の趣旨・目的、利用ルールの内容、及び地域の自然条件・利用条件等の現況概要等を記載した地域ごとのマップ（パンフレット）を作成、配布する。

#### ② ウェブサイト等インターネットを通じた情報提供の拡充

既設のウェブサイトについて、利用適正化に関する事項の追加・充実を図り、即時性を高めたリアルタイムな情報提供について検討を行い、可能なものから導入を図る。

#### ③ 広域的な広報周知の検討

利用者が当該地域の自然情報等各種情報を事前に収集できるよう、公共施設等における周知方法を検討する。

### 3 巡視・指導の実施

関係行政機関の協力を得て、「環境省自然保護官事務所」を中心として、「自然公園



財団知床支部」、「知床財団」、「知床ガイド協議会」及び「知床エコツーリズム推進協議会」等と連携し、自然環境の保全と利用者の安全対策のための巡視、利用ルールの普及・啓発及び情報提供の充実を図る。

## VI モニタリング

継続的に以下の調査等を実施し、また、知床世界自然遺産科学委員会におけるデータ等も含め、その解析・評価結果等のフィードバックにより、当該実施計画を修正・充実し、利用適正化の推進を図るものとする。

- 利用者数調査
- 利用者動向調査
- 植生荒廃地点調査
- 野営地等水質調査
- その他実施状況により必要とされる調査

## (参考) 「利用の心得」 (立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項) 案

### 1 共通事項

#### ① 基本原則

##### (原則)

- ・ 知床国立公園の自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないよう配慮するとともに自然環境への影響を軽減するよう努めること。
- ・ 次に訪れる利用者が、知床国立公園ならではの自然体験を継続的に味わえるよう、利用の痕跡を残さないよう努めること。
- ・ 自然ガイド等の「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対応する利用者に対し、本「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

##### (情報収集等)

- ・ 利用に当たっては、羅臼ビジターセンター、知床自然センター等で安全対策（ヒグマ出没による歩道利用規制、危険箇所・残雪状況等）及び適正利用対策（マイカー規制、自然情報等）等に関する現地情報を入手するよう努めること。

#### ② 自然環境の保全に関する事項

##### (自然物への配慮)

- ・ 外来種を故意に持ち込まないこと。また、無意識の持ち込みを防止するため、衣服・靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

##### (野生動物への配慮)

- ・ 動物の撮影や観察を目的として個体、群れ、繁殖地には近づかないこと。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥等野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 動物を驚かしたり、追い立てるなどの行為を行わないこと。
- ・ ペットは原則として同伴しないこと。
- ・ 交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。

##### (植生保護等)

- ・ 歩道や登山道では、道を踏み外さないこと。また、木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ・ 湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。
- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入りを行わないこと。
- ・ 枝条の刈り払いを行わないこと。

##### (騒音)

- ・ 騒いだり、大きな音を出す等、静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。（ヒグマ対策のための行為は除く）

### (ゴミの処理)

・ ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。なお、羅臼町内においては、持ち帰るか観光客専用ごみ袋を利用し、町内の指定引取所まで持参すること。

### ③ 安全管理に関する事項（ヒグマ対策）

当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、知床自然センターのホームページ等での注意事項を守ること。

- ・ ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。
- ・ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、弁当殻やジュース缶等のゴミを捨てる等の行為を行わないこと。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるので不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。（特にサケマス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく野外で行動しないようにすること。
- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- ・ 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）
- ・ 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、他の利用者の安全確保のため、自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。
- ・ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。

### ④ その他の事項

- ・ 海産物の採取や漁業施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等漁業に支障を与える行為を行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員など管理者の指導、指示に従うこと。

## 2 地域別事項

### (1) 知床五湖地域

#### (一般的事項)

- ・ 歩道、木道の利用に当たっては、ジュース類等ファーストフードの持ち込みや食べ歩きを行わないこと。

#### (冬期間の雪上利用に関する事項)

- ・ 極めて厳しい気象条件下にあることから、事前に気象情報や雪崩等の危険区域等安全対策に関する情報を入手し、事故防止に万全を期すること。
- ・ 樹木の上部に大型の巣があった場合や、樹洞で鳥類を認めた場合は、営巣木である可能性が高いため、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- ・ スノーモービル等による乗り入れは行わないこと。

#### (夜間の動物観察利用に関する事項)

- ・ ライトによる照射等で必要以上に動物を驚かしたり、追い立てる行為を行わないこと。

\* ガイド活動に関する事項 (検討)

### (2) 羅臼湖地域

\* ガイド活動に関する事項 (検討)

### (3) 知床連山地域

#### (事前準備)

- ・ 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても十分に検討しておくこと。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、安全管理、事故防止のための装備を備えること。
  - ・ 不足の事態発生等を考慮して、単独行動は原則として避けること。

#### (ヒグマ対策)

- ・ 野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所、及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、食料やゴミは絶対にクマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器 (フードコンテナ)」（フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー）の中に厳重に保管すること。
- ・ 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

#### (たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

#### (野営)

- ・ 野営指定地以外での野営は行わないこと。また、ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すると共に、できるだけ

利用の痕跡を残さないように努めること。

**(ゴミ・排水、排泄物等の処理)**

- ・ 石けんや洗剤は使用しないこと。
- ・ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や片づけに際して汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくするよう努めること。
- ・ 水場の水質汚染防止のため、調理の排水等は水場から50m以上離れた場所に行うこと。
- ・ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は、水場となる場所や野営地及び登山ルートから50m以上離れた場所で行い、使用した紙類は持ち帰ること。
- ・ 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。なお、やむを得ない場合は、登山道沿線の主な休憩場所付近は避けること。

**(その他)**

- ・ 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

**(4) カムイワッカ地域**

(検討)